

議第99号

高山市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年12月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

児童福祉法の改正に伴い対象児童の拡大等を行うため改正しようとする。

高山市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高山市留守家庭児童教室の設置等に関する条例（昭和53年高山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																												
<p><u>高山市留守家庭児童教室の設置等に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>小学校に就学している児童で児童の保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後留守家庭児童教室を設置し、当該児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、心身ともに健全な育成を図ることを目的とする。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>留守家庭児童教室</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p><u>高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施するため、放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）を設置し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2条に定める基本理念に基づき、児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、心身ともに健全な育成を図ることを目的とする。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>クラブ</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山市東小学校区<u>留守家庭児童教室</u></td> <td>高山市松之木町296番地1</td> </tr> <tr> <td>高山市西小学校区<u>留守家庭児童教室</u></td> <td>高山市総和町2丁目1番地1</td> </tr> <tr> <td>高山市南小学校区<u>留守家庭児童教室</u></td> <td>高山市岡本町1丁目1番地</td> </tr> <tr> <td>高山市北小学校区<u>留守家庭児童教室</u></td> <td>高山市桐生町2丁目2番地</td> </tr> <tr> <td>高山市山王小小学校区<u>留守家庭児童教室</u></td> <td>高山市片野町6丁目400番地</td> </tr> <tr> <td>高山市江名子小学校区<u>留守家庭児童教室</u></td> <td>高山市江名子町283番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市東小学校区 <u>留守家庭児童教室</u>	高山市松之木町296番地1	高山市西小学校区 <u>留守家庭児童教室</u>	高山市総和町2丁目1番地1	高山市南小学校区 <u>留守家庭児童教室</u>	高山市岡本町1丁目1番地	高山市北小学校区 <u>留守家庭児童教室</u>	高山市桐生町2丁目2番地	高山市山王小小学校区 <u>留守家庭児童教室</u>	高山市片野町6丁目400番地	高山市江名子小学校区 <u>留守家庭児童教室</u>	高山市江名子町283番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山市東小学校区<u>放課後児童クラブ</u></td> <td>高山市松之木町296番地1</td> </tr> <tr> <td>高山市西小学校区<u>放課後児童クラブ</u></td> <td>高山市総和町2丁目1番地1</td> </tr> <tr> <td>高山市南小学校区<u>放課後児童クラブ</u></td> <td>高山市岡本町1丁目1番地</td> </tr> <tr> <td>高山市北小学校区<u>放課後児童クラブ</u></td> <td>高山市桐生町2丁目2番地</td> </tr> <tr> <td>高山市山王小小学校区<u>放課後児童クラブ</u></td> <td>高山市片野町6丁目400番地</td> </tr> <tr> <td>高山市江名子小学校区<u>放課後児童クラブ</u></td> <td>高山市江名子町283番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市東小学校区 <u>放課後児童クラブ</u>	高山市松之木町296番地1	高山市西小学校区 <u>放課後児童クラブ</u>	高山市総和町2丁目1番地1	高山市南小学校区 <u>放課後児童クラブ</u>	高山市岡本町1丁目1番地	高山市北小学校区 <u>放課後児童クラブ</u>	高山市桐生町2丁目2番地	高山市山王小小学校区 <u>放課後児童クラブ</u>	高山市片野町6丁目400番地	高山市江名子小学校区 <u>放課後児童クラブ</u>	高山市江名子町283番地
名称	位置																												
高山市東小学校区 <u>留守家庭児童教室</u>	高山市松之木町296番地1																												
高山市西小学校区 <u>留守家庭児童教室</u>	高山市総和町2丁目1番地1																												
高山市南小学校区 <u>留守家庭児童教室</u>	高山市岡本町1丁目1番地																												
高山市北小学校区 <u>留守家庭児童教室</u>	高山市桐生町2丁目2番地																												
高山市山王小小学校区 <u>留守家庭児童教室</u>	高山市片野町6丁目400番地																												
高山市江名子小学校区 <u>留守家庭児童教室</u>	高山市江名子町283番地																												
名称	位置																												
高山市東小学校区 <u>放課後児童クラブ</u>	高山市松之木町296番地1																												
高山市西小学校区 <u>放課後児童クラブ</u>	高山市総和町2丁目1番地1																												
高山市南小学校区 <u>放課後児童クラブ</u>	高山市岡本町1丁目1番地																												
高山市北小学校区 <u>放課後児童クラブ</u>	高山市桐生町2丁目2番地																												
高山市山王小小学校区 <u>放課後児童クラブ</u>	高山市片野町6丁目400番地																												
高山市江名子小学校区 <u>放課後児童クラブ</u>	高山市江名子町283番地																												

高山市新宮小学校区留守家庭児童教室	高山市新宮町 2 6 3 5 番地 2	高山市新宮小学校区放課後児童クラブ	高山市新宮町 2 6 3 5 番地 2
高山市三枝小学校区留守家庭児童教室	高山市中切町 7 1 5 番地	高山市三枝小学校区放課後児童クラブ	高山市中切町 7 1 5 番地
高山市花里小学校区留守家庭児童教室	高山市花里町 1 丁目 5 4 番地	高山市岩滝小学校区放課後児童クラブ	高山市滝町 2 2 0 番地
高山市丹生川小学校区留守家庭児童教室	高山市丹生川町坊方 1 9 9 7 番地 3	高山市花里小学校区放課後児童クラブ	高山市花里町 1 丁目 5 4 番地
高山市清見小学校区留守家庭児童教室	高山市清見町三日町 1 1 2 番地	高山市丹生川小学校区放課後児童クラブ	高山市丹生川町坊方 1 9 9 7 番地 3
高山市宮小学校区留守家庭児童教室	高山市一之宮町 3 0 8 7 番地	高山市清見小学校区放課後児童クラブ	高山市清見町三日町 1 1 2 番地
高山市久々野小学校区留守家庭児童教室	高山市久々野町久々野 1 7 7 2 番地	高山市荘川小学校区放課後児童クラブ	高山市荘川町新渕 1 3 0 番地
高山市朝日小学校区留守家庭児童教室	高山市朝日町万石 7 3 5 番地	高山市宮小学校区放課後児童クラブ	高山市一之宮町 3 0 8 7 番地
高山市本郷小学校区留守家庭児童教室	高山市上宝町在家 1 6 4 2 番地	高山市久々野小学校区放課後児童クラブ	高山市久々野町久々野 1 7 7 2 番地
		高山市朝日小学校区放課後児童クラブ	高山市朝日町万石 7 3 5 番地
		高山市本郷小学校区放課後児童クラブ	高山市上宝町在家 1 6 4 2 番地
		高山市栃尾小学校区放課後児童クラブ	高山市奥飛驒温泉郷栃尾 3 5 0 番地

2 市長が必要と認めたときは、前項の場所のほか、分室を置くことができる。

(休業)

第3条 市長は、第5条に規定する申請があつた場合において、第4条に定める入室の資格があると認められる児童の数が10人に満たないときは、留守家庭児童教室を休業することができる。

(入室の資格)

第4条 留守家庭児童教室に入室できる者は、高山市立学校の設置等に関する条例（昭和39年高山市条例第26号）に規定する小学校に就学する第1学年から第3学年までの児童（以下「児童」という。）のうち、保護者等の保護が1月につき10日以上欠け、その状態が2月以上継続する家庭の児童（以下「留守家庭児童」という。）とする。

(入室の申請)

第5条 児童を留守家庭児童教室に入室させようとする保護者等は、市長に入室の申請をしなければならない。

(入室の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、当該小学校長の意見を聴取し、留守家庭児童として認めたときは、留守家庭児童教室への入室を承認するものとする。

(指導員)

第7条 留守家庭児童教室に入室した児童の指導を行うため、指導員を置く。

2 指導員は、留守家庭児童の育成指導について

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、市内の小学校に就学している児童のうち、保護者の就労、疾病その他の理由により、継続的に保護者の保護を受けることができない児童（以下「対象児童」という。）とする。

(利用の申請)

第4条 事業の利用を希望する対象児童の保護者は、市長に利用の申請をしなければならない。

(利用の承認)

第5条 市長は、前条の申請があつた場合において、保護者の児童が対象児童であることを認めたとときは、事業の利用を承認するものとする。

(利用の取り消し)

第6条 市長は、事業を利用する児童が次のいずれかに該当すると認めたとときは、事業の利用を取り消すことができる。

- (1) 対象児童に該当しなくなったとき。
- (2) クラブの運営上、支障があると市長が認めたととき。

熱意を有する者で、児童の指導に知識や経験を有するものとする。

(保育料)

第8条 保護者等は、月額3,000円の範囲内で市の規則で定める額の保育料を納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、保育料を減免することができる。

(委任)

第9条 (略)

(利用料)

第7条 事業を利用する保護者は、児童1人につき月額3,000円の範囲内で市の規則で定める額の利用料を納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、利用料を減免することができる。

(委任)

第8条 (略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。